

平成20年10月16日

於 教育委員会室

平成20年10月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成20年10月大和市教育委員会定例会

平成20年10月16日(木曜日)

出席委員(5名)

1番	委員長職務代理者	長谷川	愛子
2番	委員	奥原	美帆
3番	教育長	山根	英昭
4番	委員	鈴木	健次
5番	委員長	田村	繁

事務局出席者

教育総務部長 山口 進 総務課長 井上 純一

学校教育課長 大澤 一郎 保健給食課長 浜田 和博

指導室長 中村 敦 教育研究所長 伊藤 恵子

生涯学習部長 熊谷 薫 社会教育課長 堀内 一雄

スポーツ課長 林 武人 生涯学習センター館長 小方 明

青少年センター館長 阿部 通雄 図書館長 伊東 美紀子

書記

総務課庶務

調整担当 池田 直人

課長補佐

日程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1(議案第47号) 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2(議案第48号) 大和市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

日程第3(議案第49号) 大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第4(議案第50号) 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第5(議案第51号) 大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第6(議案第52号) 大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第7(議案第53号) 平成20年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

7 その他

8 閉 会

開会 午前10時00分

田 村 傍聴の方に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明し、審査
委員長 に支障を来すことのないよう、念のために申し上げておきます。

ただいまから教育委員会10月定例会を開会いたします。

会議時間は、正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は1番、長谷川委員、2番、奥原委員にお願いいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

山 根 委員にはこの間、さまざまな企画や催しに出席いただきまして、あり
教育長 がとうございました。

本日、小中学校28校のうち25校が後期の始業式です。既に後期が始まっている3校と合わせまして、全校が後期に入ったということでございます。

それでは、9月26日以降の件につきまして、報告いたします。

1番目、小中学校の運動会、11番目、地区体育祭等についてですが、今朝の新聞の投書欄にも、「学校の運動会を見学して、癒された」という記事がありました。私も、各学校で拝見し、一生懸命さに心を打たれる思いでした。地区体育祭においても、小中学生がかなり出場していきまして、これも感心しました。特に、中学生は、ボランティアとしても活躍していましたので、地域の方からの要請が、一段とありがたいことと思われました。

3番目、授業研究会ですが、大和市で自主的に、大和中学校の授業公開を行ったものです。まず、最初は、ベテランの先生が授業を行うということで、50代の教員9名が、最高齢は59歳でしたが、皆さん落ちついて、良い授業をされていました。

4番、5番目、辞令交付ですが、出向と採用は、生涯学習部から二人、昇任辞令は庁務作業員二人ということでした。

9番目、諸物価高騰の中で、第1回給食費検討委員会を開催しております。できるだけ早い段階で、結論が出されることを希望しております。

す。

13番目、高相津久井教育事務所管内教育長会議ですが、上半期の授業についての報告で、特に大和市で夏に教育課程の研究会（学校の部）を行ったこと、また、次年度に向けての人事異動方針等について話題となりました。

14番目、光丘中の落成式、並びに創立50周年記念ということで、ご協力いただいた関係の方にお礼申し上げます。

16番目、昨日ですが、神奈川県教育研究所連盟主催の研究発表大会が、光丘中学校で行われました。一番印象に残りましたのは、宇宙航空研究開発機構名誉教授ほかさまざまな役職に就かれていらっしゃる川先生のお話で、国が衰えるときの傾向が、大英帝国を例に出しておっしゃっていましたが、今の日本に似ているというお話でした。教育に携わる者として、気になることだと思います。

今後の予定ですが、11月3日まで以外で、学校訪問が11月13日、19日、20日です。研究発表のほうは、11月12日が文ヶ岡、14日が中央林間小、28日が林間小となっており、30周年記念式典が11月22日、大和東小となっています。

以上で報告を終わります。

田 村
委員長
奥 原
委 員

教育長の報告が終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

まず感想ですが、14番目、光丘中学校の落成式及び創立50周年記念の式典についてです。

落成式では、テープカットが行われる際に、光丘中学校の吹奏学部の生のファンファーレで、最初からかなり盛り上がったのではないかと思います。また、創立50周年式典では、PTAの会長と音楽の先生によってオペラが熱唱され、生徒による合唱もあり、光丘中は、音楽が盛んなのかなと思っておりました。

しかし、後で伺ったところによると、光丘中学校は、実は、文科系の部活が吹奏楽部のみということで、そのほか、すべてが全部運動系の部活動ということでした。

光丘中学校は、本当に運動が非常に盛んで、そのようなイメージも持

っていましたが、今回の創立50周年記念事業での吹奏楽部の活躍を拝見しまして、嬉しく思いました。

3番目、授業研究会ということで、私が出席させていただいていた、研究会は、小学校の研究委託での研究会がほとんどで、中学校のほうはなかなかないように思いますので、今回は、ベテランの50代の先生の授業を、「まずは、」ということをおっしゃっていたので、次回も開催されることを期待して、ぜひ、そのときはお声をかけていただきたいと思いました。

山根 教育長 これをきっかけに今後も充実させていくそうですので、また、お知らせしたいと思います。

鈴木 委員 MOA美術館大和児童作品表彰式について、教育委員会がどのようにかかわっているのか、ご説明いただきたいと思います。

小方 生涯学習センター館長 桜丘学習センターの自主事業として、児童の絵画をこの美術館で表彰していただいているもので、桜丘学習センターとMOA美術館の共催のような形で行っております。

鈴木 委員 MOA美術館が、ほかの市町村にもそういう呼びかけをしているわけではなくて、大和市が特にということなのでしょうか。

小方 生涯学習センター館長 他市町村においても行っていると思いますが、大和市では、過去から継続して行っているところです。

鈴木 委員 私が伺いたいのは、MOA美術館は、宗教団体に関連しているようですので、教育委員会と共催で行うということに関して、問題はないのかということです。

堀内 社会教育課長 補足をさせていただきますと、毎年、教育委員会に、後援依頼が来ます。これはMOA美術館が、大和市に限らず、さまざまな自治体に後援依頼を出していますので、そういった中で、大和市教育委員会も後援の承認をしまして、美術展については、後援という形での支援をしているということでございます。

鈴木委員 収蔵品は、国宝など価値の高いものがかかなりある一流の美術館ですから、余りこだわることはないかもしれませんが、意識はしておいていただいたほうがよろしいかと思っています。

田村委員長 後援については、過去、少々問題もあったかと思いますが、「教育委員会後援」ということの意味を考えていただいて、事務局としての対応をよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにないでしょうか。

給食費検討委員会について、第1回ということですから、保健給食課長に報告お願いできればと思います。

浜田保健給食課長 10月3日に、第1回給食費検討委員会を開催させていただきました。こちらは、先生、小中学校の代表者、市のPTAの連絡協議会の方の合計9名で構成されています。その中で、給食費の金額について、現状と過去の1食当たりの単価、そして今の給食の食材を取り巻く物価等の金額的な上昇、そして各市の状況等を、ご説明させていただきました。

その中で、「給食費の適正な額について」という議案を出させていただいたわけですが、現行の給食費の金額ではなかなか維持が難しい、というご理解はしていただいたのではないかと思います。

そこで、具体的な金額ということですが、1回目ということで、事務局の考えも問われる意見もございまして、事務局案をいったんお示ししまして、構成メンバーは各団体からの代表ということですので、案を持ち帰っていただき、まず、ご意見を伺うこととして、第2回目を11月に開催したいと、考えております。

田村委員長 ほかにないでしょうか。

それでは、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

議 事

田村委員長 それでは議事に入りますが、日程第1から日程第6までは公益法人制度改正に伴う関連規則の改正案で、関連がありますので、一括して審議、採決をしたいと思います。

それでは、日程第1 議案第47号「大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第48号「大和市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第49号「大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第50号「大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第51号「大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第52号「大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。井上総務課長。

井上 議案を提出するに当たりまして、まず、その背景についてご説明をさせていただきます。

総務課長

ご承知のとおり、本市におきまして、財団法人スポーツ・よか・みどり財団をはじめ、財団法人大和市学校建設公社などの公益法人を有しております。この公益法人制度でございますが、明治29年の民法制定以来、104年にわたり抜本的な見直しが現在まで行われていなかったということもあり、制度自体が、時代の変化に対応できないといった状況がございました。この間、一部の公益法人の稚拙もしくは、間違った運営などが、国会、マスコミ等で取り上げられるなど大きな社会問題となった経緯がございます。

このようなことから、官から民、小さな政府といったいわゆる行政改革の流れの中で、民間非営利部門の健全な発展を促すため、公益法人について指摘される諸問題への対応が、求められています。例えば、無駄な公益法人の廃止、あるいは官僚などの天下り先をなくしていく、これらのことを目的に、新しい制度が、平成18年6月に制定されています。

新制度につきましては、今年の12月1日に施行されますので、向こう5年の間に、新制度の公益法人としていくのか、一般の法人としていくのか、あるいは解散するのか、そういう選択をしていかなければいけないこととなります。このような、公益法人にかかわる改革が行われたということでございます。

教育委員会の諸規定の中に、「公益法人」という言葉や、さまざまな団体名が明記されていますので、新制度の施行に合わせ、一部改正をしていくというのが今回の諸提案でございます。

それでは、これらの背景のもと、各議案について説明をさせていただきます。

まず、議案第47号「大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を、ご覧下さい。

新旧対照表、第4条でございますが、教育総務部総務課、第17号の「財団法人大和市学校建設公社」の次に括弧がありますが、「（昭和48年1月31日に財団法人大和市学校建設公社という名称で設立された法人をいう。）」を加えます。これは、既存の公益法人については、新制度への移行の登記を行うまでの間、5年間の猶予があることとなっておりますが、この間も、当然のことながら、規程上、公益法人として、有効になっていなければならないので、このように、設立の経緯を規定しまして、有効にさせるという内容でございます。

施行予定日は、平成20年12月1日でございます。

続きまして、議案第48号「大和市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」でございますが、議案第47号と同様の趣旨でございますが、新旧対照表、第20条の「財団法人スポーツ安全協会」の次に、「（昭和45年12月10日に財団法人スポーツ安全協会という名称で設立された法人をいう。）」というものを加えることとなります。施行予定日も同様に平成20年12月1日であります。

続きまして、議案第49号「大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について」ですが、新旧対照表、規則第10条第2号の工にある「財団法人及び社団法人」を「一般財団法人及び一般社団法人」と改めます。これは、利用料金の減免の対象について、新制度によって、「財団法人及び社団法人」という名称そのものがなくなるため、それにかわるものとして、「一般財団法人及び一般社団法人」に改める内容でございます。

なお、利用料金の減免の対象を、より公益性の高い、公益財団及び社団法人に限定するかどうかを検討いたしました。市の出資の有無によ

り減免対象とするかどうか判断したいと考えまして、このような改正案となりました。

施行日予定につきましては、同様に平成20年12月1日です。

続きまして、議案第50号「大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」ですが、新旧対照表、規則第10条、使用料の減免につきましては、別表第3のとおりでございますが、その2項の使用内容欄にある「財団法人及び社団法人」を、「一般財団法人及び一般社団法人」と改めます。この改正につきましては、議案第49号と同様の趣旨によるものでございます。施行予定日につきましても、同様に平成20年12月1日です。

続きまして、議案第51号「大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について」ですが、新旧対照表、規則第9条第4号につきまして、「財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団」の次に、「（平成3年1月28日に財団法人大和市余暇活動推進公社という名称で設立された法人をいう。）」を加えます。この改正につきましては、議案第47号及び第48号と同様の趣旨によるものでございます。

次に第5号中、「前号の財団法人」を「前号に規定する法人」、「財団法人及び社団法人」を「一般財団法人及び一般社団法人」に改めるものでございます。

この部分の改正については、議案第49号及び第50号と同様の趣旨によるものでございます。施行予定日につきましては、同様に平成20年12月1日です。

次に、議案第52号「大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ですが、新旧対照表、規則第6条、機材貸し出し等の登録に関し、「及び公益法人」とあるところを、「公益社団法人及び公益財団法人」と改正をいたします。あわせて最後の附則に関してですが、「第6条第1項に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。」という

文言といたします。

これは、新制度によって、「財団法人及び社団法人」という名称が基本的には消滅します。それに代わるものとして、一般財団法人や一般社団法人と比して、より公益性の高い「公益財団法人及び公益社団法人」に改正するものでございます。こちらにつきましては、他の規則とは少し異なり、登録申請者の免除規定は、より公益性を重視したものにすべきという考え方によるものでございます。ただ、既存の公益法人については、公益財団法人及び公益社団法人とするまでの間の取り扱いといたしまして、自動的に存続する形態としての特例社団法人または特例財団法人を含むものという経過規定を、附則としております。

以上の改正に合わせて、今回、一部文言の整理をさせていただきました。お手元の資料第3条第2項にある「図書館」を「大和市立図書館」に改正します。次に第6条第3項について、登録証の記載事項に変更が生じた場合に届け出る様式を「登録変更・取消届出書」として定め、さらに第12条で、文書等の種類を様式名で改め、あわせて別表を整理しております。施行予定日は同様に平成20年12月1日でございます。

以上でございます。

田村

細部説明が終わりました。

委員長

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

鈴木

この改正は、最終的な形態として、公益財団法人になるのか一般財団法人になるのか、現在は判断の猶予期間ということで、暫定的な規定として行うという理解でよろしいでしょうか。

井上

そのとおりでございます。12月1日から、既存の公益法人については、向こう5年間は「特例財団・社団法人」として、従来の公益法人制度上の機能を持つことができます。しかし、これは、その法人自体に対してのあくまでも暫定措置ですので、規程上は新制度に対応していかなくてはなりません。規程上、既存の公益法人が、その機能を失っては困りますので、その猶予期間中はこのような改正を行うことによって、機能を生かすようにしたものでございます。鈴木委員がおっしゃるとおりでございます。

総務課長

鈴木委員 もう一つ伺いたいのですが、利用料の場合で、これまで財団法人及び社団法人が利用するときは減免というような規定がありますが、一般財団法人及び一般社団法人が利用するときは2分の1と改正されているようです。この場合、公益財団法人が利用するというようこともあり得るわけですね。

井上総務課長 はい。

鈴木委員 この「一般財団法人及び一般社団法人」という文言では、公益財団法人、公益社団法人というものが入らなくなってしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。

井上総務課長 この改正そのものは、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、基本的にはもう従来の財団法人ということでございませぬから、暫定的に新しい一般財団法人という名称か一般社団法人という名称に改めることになっています。

鈴木委員 例えば、財団法人スポーツ・よか・みどり財団が生涯学習センターを使用して事業を行うということは十分あり得ると思います。市としては、その財団は公益財団法人とするように指導すると思うのですが、そうすると、ここに、「公益財団法人」という文言が入っていないと、減免の対象にならなくなってしまうのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

堀内社会教育課長 今、鈴木委員がおっしゃったとおり、5年間のうちに公益財団法人を選択すること目指し、当面は、特例民法法人という形態となります。

この財団は、来年の秋ぐらいにその取得を目指しているということでございますので、その段階で公益財団法人も、減免の対象にしていくように、規則等の改正を行う必要があると考えています。

鈴木委員 それでは、そのとき、もう一回変えるということによろしいですね。

堀内社会教育課長 はい。

5年間のうちに、もしその財団が公益か一般かを選択しないと自動的に解散という形になりますので、どちらかを必然的に選択せざるを得ないということになります。方向的には公益財団法人という形になってい

くものと思っています。

田 村 よろしいでしょうか。
委員長

鈴 木 結構です。
委 員

田 村 では、ほかにございせんか。法改正に伴う規則改正ということでま
委員長 とめたいと思います。

それでは、意見がないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第47号から52号まで一括で採決をしたいと思いま
す。ご異議ございせんか。

(異議なしの声)

田 村 それでは、異議なしということですので、議案第47号、48号、4
委員長 9号、50号、51号、52号は可決いたしました。

続いて、日程第7 議案第53号「平成20年度大和市教育委員会表
彰被表彰者の決定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。井上総務課長。

井 上 表彰候補者の選定にあたりましては、大和市教育委員会表彰規程及び
総務課長 大和市教育委員会表彰規定実施要領に従い、行っております。

それでは、表彰候補者一覧表をご覧いただきたいと思います。

まず総括ですが、今年度はご承知のとおり、勤続表彰を廃止しまし
て、功労に関する表彰のみとする規定の改正をさせていただきました。

今回は、表彰候補者につきましては、全部で59件あります。なお、
昨年でございますけれども、勤続を除きますと26件ございまして、約
2倍でございます。ちなみに、平成18年度につきましては功労のみで
40件、候補としております。

それでは、続きまして次のページをお開きいただきたいと思いま
す。功労表彰者の候補者でございます。

まず、ナンバー1から5の方ですが、表彰規程第2条第3号、実施要
領の3、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師として10年以上在勤に該

当しております。

ナンバー 6、7の方ですが、表彰規程第2条第1号、実施要領の1 - (5)、1 - (7)、社会教育振興のために10年以上にわたって尽力しその功績が顕著な者、文化財及び自然の保護一定保存に努めその功績が顕著な者に該当いたします。

ナンバー 8から10の方ですが、表彰規程第2条第1号、実施要領の1 - (5)、社会教育振興のために10年以上にわたって尽力しその功績が顕著な者に該当してございます。

ナンバー 11の方ですが、表彰規程第2条第1号、実施要領では1 - (4)、1 - (5)、社会教育関係団体の育成発展のために10年以上にわたり貢献しその業績が顕著な者、社会教育振興のために10年以上にわたって尽力しその功績が顕著な者に該当いたします。

ナンバー 12から15の方ですが、表彰規程第2条第1号、実施要領の1 - (4)、社会教育関係団体の育成発展のために10年以上にわたり貢献しその業績が顕著な者に該当してございます。

ナンバー 16からナンバー 23の方ですが、青少年指導員及び青少年相談員を長きにわたって務め、業績のあった方でして、表彰規程第2条第1号、実施要領の1 - (5)、社会教育振興のために10年以上にわたって尽力しその功績が顕著な者ということでございます。

続きまして、ナンバー 24からナンバー 33番までですが、社会体育振興委員、体育指導委員、地区体育振興会委員を永きにわたって務められて業績のあった方でございます。表彰規程では第2条第1号、実施要領1 - (5)、社会教育振興のために10年以上にわたって尽力しというところに該当しております。

ナンバー 34から47の方ですが、グラウンド・ゴルフ協会、弓道協会、剣道連盟、卓球協会などの社会教育関係団体の理事などを永きにわたり務められて業績のあった方でございまして、表彰規程第2条第1号、実施要領の1 - (4)と1 - (5)、社会教育関係団体の育成発展のために10年以上にわたり貢献しその業績が顕著な者ということに該当いたします。

続きまして、ナンバー 48からナンバー 59の方ですが、表彰規程第

2条第2号、実施要領の2-(4)、関東大会以上の競技会において入賞した者、または県大会以上の競技会等において特に著しい記録を上げた者に該当し、氏名、業績等につきましては記載のとおりでございます。なお、50から53までの方、それからナンバー57の団体が児童・生徒でございまして、ナンバー49、54から56、58、59の方につきましては一般の方でございます。

以上で説明を終わりますが、最後に別紙として資料をおつけしてございますが、今回は初めてのケースだったわけですが、教育委員会定例会の前にお亡くなりになっておりますので、今回推薦が上がっておりますが、事務局としては対象外とさせていただいたことを報告させていただきます。

規定上特に明記されておりませんが、大和市表彰条例と整合をとりまして、今回は解釈対象外として、今後、教育委員会表彰規程に明記をしていきたいと考えております。

田 村
委員長
長谷川
委 員

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

最後に、ご説明をいただきました別紙の1名の方についてですが、規程を見まして、確かに亡くなられた方についての規定がないということ、市表彰規程と合わせて今回取り下げているということですが、一般的に、亡くなってからの受賞という形もあるかと思えます。説明では、推薦が上がった後に亡くなったということですので、逆に、規定がないというところで、この委員会での決定で、表彰対象者とすべきではないかという意見を申し述べさせていただきます。

井 上
総務課長

今の長谷川委員からのご質問ですが、市表彰条例の考え方も、事前に調査をさせていただきまして、どの部分を基準にするかということは、微妙に難しいところがありまして、市表彰条例につきましては、候補者として決定したあとに亡くなられた場合については、ご遺族に表彰をするという規定になっています。この考え方を解釈適用しますと、今回のこの方は、教育委員会の決定前に亡くなっていますので、対象からは外させていただくことになるのではないかと考えました。しかし、現在、教育委員会表彰規程のほうには、市表彰条例に相当する文言がありません。

るので、この方については、事務局として、教育委員会会議で明らかにすべきということで、このまま報告をさせていただきました。

長谷川 年数についても17年という、10年をはるかに超えた年数でいらっ
委員 しゃいまして、実績についても、こちらの資料や私が存じ上げていると
ころでは、青少年の競技力向上はもとより、健全育成という面で非常に
貢献いただいた方とだと考えていますので、お許しいただければ申し添
えさせていただきます。

田 村 今まではなかったことであると思います。
委員長 この教育委員会で決定した後に亡くなった場合は有効ということとし
ょうが、決定する前に亡くなった方についてどう判断するかということ
になるかと思いますが、事務局の見解を伺いたいのですが。

井上総務課長。

井 上 先ほど、事務局の考え方を申し上げましたが、最終的には事務局で候
総務課長 補者を上げさせていただいて、意思決定はこの教育委員会会議でござい
ますから、規定がない現状では、この教育委員会の中で、結論づけてい
ただくことをお願いしたいと存じます。

田 村 それでは、委員のそれぞれのお考えを聞いた上で決めたいと思いま
委員長 す。

山 根 井上総務課長、市表彰条例との整合性の面から、いまのご説明でよろ
教育長 しいでしょうか。

井 上 市表彰条例は、大和市としての条例規程ではありますが、教育委員会
総務課長 表彰はあくまでも別の制度ですので、それは一つ線を引いてもよろしい
のではないかと考えます。ただ、事務局の考え方としては、解釈適用に
おいて、市表彰条例に準じるということが、適当な一つの方法である
ということですので、市表彰条例との整合性は重視しております。

田 村 この方は、候補として上がってきた時点はいつでしょうか。
委員長

林 推薦の調書をいただきましたのは、8月10日でございます。

スポーツ
課 長

田 村
委員長

お亡くなりになったのは。

林
スポーツ

お亡くなりになったのは、その日以降と伺っております。

課 長
田 村
委員長

長谷川委員のお話によれば、さまざまなご活躍していただいた方々の方ですので、事務局内ということですが、候補に上がった時点で、その後亡くなられたということで、決定前だから、即対象外にするということもどうでしょうかという思いもありますが、みなさんどのようにお考えでしょうか。

鈴 木
委 員

もう一度、念のために確認させていただきたいのですが、大和市表彰規定は、「大和市」として表彰するものだと思いますが、そのための規程、ルールなのか、それとも、広く教育委員会も含めて、大和市が行う表彰全部をカバーする規程なのかということ、もう一回確認させていただきたいのですが。

井 上
総務課長

基本的には、大和市表彰条例と教育委員会表彰のそれぞれの表彰において、住み分けがあり、一定の整理はされております。

鈴 木
委 員

そうしますと、大和市表彰条例の直接の対象には、教育委員会表彰は入っていないということよろしいのでしょうか。

井 上
総務課長

はい。

鈴 木
委 員

わかりました。

田 村
委員長

前例がないだけに、判断に苦しむところですが、心情的には、ご活躍をお聞きすると、表彰して差し上げたいと思います。

しかし、実際、表彰するに際しても、規程上、ただし書き等もないものですから、すぐに表彰対象とするわけにはいかないとも思います。

今後もあり得ると思いますので、まず、お亡くなりになった時点のルールを考えていくということも必要なのではないのでしょうか。しかし、一方で、この決定後に亡くなった方は表彰するが、決定前は表彰しない

と、割り切れるものなのかどうかということもあると思います。

教育長はいかかでしょうか。

山根 教育長 先ほど総務課長が説明したとおり、被表彰者として決定した後の死去については表彰するという解釈で、今日まで迎えていますので、その線で行くことを前提に私も臨んではいるのですが、今、委員長がおっしゃったとおり、心情的にはよくわかることではあります。

しかし、もしそこで表彰の対象にするということであれば、やはり、厳密に見なければならなくなってしまいます。

例えば、申請が出された後で亡くなった場合も、表彰の対象にするとすれば、申請、即表彰ではないですから、つまり、申請後、亡くなられた方、即表彰とはならないのではないかと思います。

もう少し吟味が必要であると考えます。

田村 委員長 ここで決定してから、例年、表彰式まで半月くらいの期間があると思えますが、その間に亡くなることも考慮に入れなければなりません。

長谷川 委員 見方を変えて、規程に物故者は表彰対象にはならないという文言がないので、今回は、表彰対象としていただき、これが最後の例というわけではないですが、今後は、文言を整理して、「決定以降の方については遺族に」等の文言を入れるということは、考えられないでしょうか。

現状で、規定がない以上、そのような判断もできるのではないかと、私は受け止めています。

田村 委員長 いずれにしても、今後も含めてはっきりしておかなければなりません。

心情的には、表彰して差し上げたいのですが、市の条例が、唯一の手がかりになるのではと思います。

現状は、規定がない状況ですので、この場でどのように判断してもよいわけですが、それは前例となります。

慎重な判断が求められると思います。

長谷川 委員 このこととは少し区別しまして、この教育委員会表彰規程については、さらに細かな条文の改正や、制定が必要だと思われる点が、幾つかあります。この会議で、この議案とは別に、「その他」のところで、来年度の表彰者の推薦を挙げるに間に合うように、改正手続に当たってい

ただきたいという、ある種動議のようなものを出したいとは思っていたので、そちらと併せて、物故者についての扱いについては、文言に入れていただきたいと思います。

そのようなことも含めまして、今回は、該当する規定がないというところで、この委員会での判断がいただけると思います。

私の意見はここまでにいたしますので、あとは皆さんにお預けいたします。

山口 教育総務
部長 私の考え方で恐縮ですが、この件は、非常に難しいと思っております。

やはり、この表彰そのものに、ある意味で他の方の模範という部分があるのではないかと、また、本人にとっては、これからの励みという部分というものも、あるのではないかと考えております。

そういった中で、決定する前にお亡くなりになったというところでは、長谷川委員がおっしゃたことはよく分かるのですが、その両面から考えていきますと、一定の判断を出していただけるものと、私は考えています。

奥原 委員 まだ、候補者である時点では、私たちが審査をしていないことになり、また、その方が既に私たちが存じ上げている方とは限りません。また、存じているからということのみで、表彰者にするというのもできないと思います。

さまざまな候補の中からどの方を表彰すべきか、私たちが審議して、「よし、この方が該当するから表彰しましょう」という過程で、進んでいくものと思っております。

今、山口部長がおっしゃったことは、実は私もそのように思っております。「この方が該当する」と決めるためのさまざまな条件の中には、模範となって頑張っていたきたい、そして、この表彰がゴールではなくて、これからも続けていくという励みになっていただく、そういう部分もある、と私も思っておりましたので、心情的には、表彰して差し上げたいのですが、そのようなことから考えますと、該当にはならないのではないかとと思います。

しかし、お元気で、「これからも頑張るぞ」という方であれば、私た

ちも表彰させていただき、そして、より頑張っていたきたいと、思っておりますので、決定後であれば、もしお亡くなりになられた場合でも、遺族の方に差し上げるということは、あり得ることだと思っております。

田 村 委員長 いろいろな意見が出されましたが、やはり、奥原委員もおっしゃったように、山口部長がおっしゃった観点で、今回は、該当しないという結論でよろしいのではないかと思います。

ただ、規定が整備されていない現状は、今後明確にしておく必要はあります。

井 上 総務課長 今後、市表彰条例と整合をとりつつ、教育委員会表彰規程の規定の整備を行ってまいりたいと存じます。

田 村 委員長 よろしく、お願いします。

別件で、私のほうで質問があるのですが、50番と51番と57番の方ですが、実施要領に、「大和市表彰条例又は神奈川県表彰規則に基づき既に同一の功績により表彰を受けたものは表彰しない。」と規定されていますが、昨年も表彰されているようですので、ここに抵触するようにも考えられますが、いかがでしょうか。

この方たちは、昨年は優勝して、教育委員会表彰をされているわけで、今回は、準優勝ということですが、例えば、競技大会で、昨年は、3位、今年は2位、次の年は、優勝して、3回表彰することになるのかということも考えています。

林スポーツ課長、いかがでしょうか。

林 スポーツ課長 教育委員会表彰規程によりまして、各年度においてこの種目でそれぞれ2位、3位ということであれば、年度ごとに表彰していくべきものだと考えております。

田 村 委員長 「同一の功績」の判断で、同一種目で、昨年優勝して、今年は準優勝という場合は、「同一の功績」と解釈しなくてもよいのかどうか、ということです。

鈴 木 委員 ただ、そう解釈すると、例えば、昨年、優勝して、今年も優勝したとすれば、そのほうが評価としては高いと思います。今年が準優勝であっても、同じかと思えます。そうしますと、優勝か準優勝かで分けるとい

うのはあまり良くないように思えます。

田 村 委員長 昨年の事績の文章を比較してみたのですが、中身は同じような感じがします。部門という表現は違うようですが。

林 スポーツ課長 スポーツ種目の中で、さまざまな種目があると思いますが、例えば陸上競技で、2007年に関東地区大会において、100メートルで2位に入り、今年も2位に入った場合、種目は同じですが、功績そのものは、年度単位でとらえれば表彰に値するとは思っております。

田 村 委員長 この実施要領は、「同一の功績で表彰を受けた者は表彰しない」となっていますので、これで問題ないのかどうかという質問です。

奥 原 委員 この場合は、市表彰や県表彰といった、他の表彰という意味ではないでしょうか。

鈴木 委員 その場合は、教育委員会表彰は行わないという意味だと、私も思います。

林 スポーツ課長 もし、同一の功績で市表彰を受けていれば、教育委員会表彰はできないという意味だと考えています。

田 村 委員長 分かりました。

堀 内 委員 このケースは、同一の功績にはならないということですね。

堀 内 社会教育課長 参考までに、市条例表彰については、年度で区切りまして、記録などの成績に対する表彰は、同じ種目であっても、年度が違えば、それぞれ表彰していると思います。

田 村 委員長 了解いたしました。

鈴木 委員 ほかにありますでしょうか。

鈴木 委員 毎年申し上げていますが、教育委員会表彰の意義というものについて、やはり多少疑問があります。事務局の厳密な審査を経て、候補者を選定しているとは思いますが、例えば、教職員の勤続表彰を今年から廃止した、これもかなりの決断だと思いますが、できればその一方で、本当の意味での教職員としての功労者という方を、たとえ1名でも2名でも入れられないのかと、思います。

私学助成というようなことでは、なかなか難しいと思いますが、例えば、セシリアや柏木学園といった私立にも目を向けるということも必要

なのではないかと考えます。例えば、豊島区では、立教大学や東京音楽大学が、社会教育として、区と協働して講座を開く、費用も折半するという事業を行っているようですが、市の財政状況も厳しい中で、そのような事業の可能性を生み出すひとつのきっかけとして、また、表彰候補者の幅や可能性を広げていく意味でも、検討してもよろしいのではないかと思います。

野村萬斎の人気というのは非常にあるわけで、薪能で、毎回この大和市で演じてくれているということで、感謝状を贈るなど、視点を変えるとさまざまなことが考えられるのではないのかと、私は思っております。

今年も、文化関係1件、社会教育関係も合わせますと、6件です。

青少年育成関係は12件で、スポーツ関係がやはり多くを占めている。やはり、私はアンバランスさがあるのではないかと、思っています。

表彰規程そのものも、もう少し見直してみる必要があるのではないのでしょうか。どういう形で推薦を、どこへ依頼しているのか、というところも説明いただきたいと思っていますし、また、推薦の候補者の選定の方法自体を、どうしても見直してみたいという気持ちが、私にはあります。もう、この場において、五十何名出てきたもので、この方は該当するが、こちらは、対象外という区別を行うことは、事実上、私どもには不可能なのではないかと思います。

先ほどの件も、典型的にその矛盾が出てきていると思います。以前の例として、この方は対象外という実質上の判断をここですることはなかったと思いますが、建前として、この場で決めるということで、建前と実態が離れてしまっている。そのことによって、このような問題が出てくるのではないかと思います。

事務局のご尽力に頼る以外にないわけですが、枠組み、推薦の仕方、推薦のとり方ということについて、ぜひ教育委員会として、もう一度、この規程を再検討すべき時期に来ているのではないかと、ということが私の意見でございます。

田 村 今の鈴木委員に関連した意見はございますか。

委員長

長谷川 私も、鈴木委員のおっしゃったところで、一定の意見を持ってまいりました。

委 員

一例について、質問を申し上げたいのですが、11番の方、推薦者が音楽家協会会長となっています。市内にはこのような文化系の社会教育団体が幾つかあると思いますが、そういうところへの今回の推薦の投げかけ方について、社会教育団体は、毎年、何かしら一定の書面を市に提出していると考えられますが、そこに役員の名前があれば、例えば会長を通さずとも、社会教育課のほうで書類を整理・精査して、10年間役員をしている方が、ダイレクトに判明して、社会教育課長名で推薦を挙げることができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

他の協会などにも、10年以上貢献されている方がいるのではないかと、思います。

要するに、公平な推薦をするには、事務局のほうに提出されている書類で判断することが可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

堀 内

社会教育
課 長

社会教育団体は、400ぐらいございますので、登録の際に代表者を含め、申請書を提出していただいていますので、理論的には書類を確認していけば可能だと思います。ただ、実務的な面を考えると、毎年更新があったり、名前だけの社会教育団体があったり、そういう中では、難しいと思います。

今、長谷川委員や鈴木委員がおっしゃったように、推薦をする基準があいまいな中で、過去、あるところから、推薦された団体を取り下げている経緯がありました。できるだけ早く整理し、どういう形で対応するのか考えたいということで動き出したところでございます。

熊 谷

生涯学習
部 長

規程もしくは要綱、あるいは、内規といったものをつくり上げていきたいと、今、考えているところでございます。

鈴 木

ぜひ、よろしく願いいたします。

委 員

今の、長谷川委員のご質問を私なりにもう一回確認したいのですが、現状は、推薦者が市の職員の青少年センター館長であったり、協会の会

長であったりということになっていますが、私は、保健給食課長であるとか社会教育課長であるとか青少年センターの館長というところで、担当別にくくって推薦していただいたほうが、推薦するほうも、抵抗感がないような気がします。

例えば、団体の会長さんの貢献が、表彰に値するのではと考えられる時に、会長が推薦する形をとっていると、なかなか、ご自分で推薦するということはできないのではないのでしょうか。

そのような可能性を考えますと、推薦者はこういった場合であれば、最終的な推薦の窓口は、教育委員会の職員としたほうが、公平感があるのではないかと思います。

こちらも、規程などに関わってくると思いますが、もう一度見直をお願いしたいと思います。

堀内 検討させていただきたいと思います。

社会教育
課長

田村
委員長

私たちも、どういう過程を経て推薦されてくるのか、大きな団体に属していない方は推薦できないのかなど、いろいろな疑問点を持っていました。今の、ご意見やご提案をについて、再検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかになれば、この件はよろしいでしょうか。

ほかにならないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第53号について、採決いたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田村 異議なしということですので、議案第53号は可決いたしました。
委員長

その他

田村 続いて、その他に入ります。

委員長 各課で報告事項がございましたら、順次、報告をしてください。保健

給食課長。

浜田 私のほうからは、「第22回大和市学校給食展の開催」につきまして
保健給食 ご案内申し上げます。

課長 今回も「給食だいすき！～みんなと食べると楽しいね～」というテーマのもとに、20年10月31日金曜日から11月2日ということで、日曜日まで開催いたします。会場につきましては、イトーヨーカドーの鶴間駅入り口の正面の前、1階のエスカレーターの前ということでございますが、今回初めてイトーヨーカドーで開催するものでございます。

なお、内容等々につきましては、給食の魚の展示、魚を理解していただいて給食を食べていただくというものと、また小中学校の絵画、写真などを展示する予定でございます。もしお時間がございましたら、会場のほうへ足を運んでいただければと思っております。

堀内 11月1日から7日が文化財保護強調週間でございます。ここに合わせ
社会教育 て、毎年、つる舞の里では企画展を開催しています。今年度は、「幻
課長 の林間都市計画、雑木林に描かれた夢の一大都市」ということをテーマに、80年前に考案されました林間都市計画に関する資料やパネルなどを展示する企画でございます。

期間は、11月1日から24日まででございます。

関連行事としまして、11月22日に、北海道大学大学院の教授であり、現在、国土交通省社会資本整備審議会住宅宅地分科会長の腰澤明氏をお招きし、文化財愛講講座としまして、「林間都市計画の構想と意義と今日」というテーマで講演会を開く予定でございます。

また、11月15日には、土曜講座としまして、「林間都市を歩く」ということで、実際に中央林間周辺を歩いていただくという企画もございます。

昨年は、企画展のテーマを、寄木細工とさせていただきまして、741名の方がお見えになりましたので、本年もそれ以上来ていただけるものと期待しております。

小方 つきみ野学習センターにおきまして、「第21回つき文まつり」とい
生涯学習 うことで、「創ろう、広げよう、地域の輪」というテーマで行います。

センター 日時は、11月8日土曜日、午前10時から午後9時まで、9日日曜
館 長 日、10時から4時まででございます。

主催は学習センターまつり実行委員会です。

内容ですが、8日と9日は、各フロアでサークル団体の展示がございます。イベントとしまして、スタンプラリー、あるいは新鮮な野菜とパウンドケーキの販売、飲食コーナーなども設けてございます。発表といたしましては、11月8日土曜日、日曜日両方ございますが、「スポーツフェスタ」、「ダンスパーティー」、「囲碁で楽しく遊びましょう」、といった盛りだくさんなものでございます。「ミュージックフェスタ」という形で9日に各サークルの発表がございます。また、「百人一首のかるた大会」などもございます。

ぜひ、お時間がありましたらご参加していただければと思います。

続きまして、「渋谷学習センターまつり」でございます。これは23回目を迎えました。「何かが発見できるかも…」をテーマに、10月18日土曜日の開催でございます。

サークルの発表の部ということで、「健康体操」、「太極拳」、「フォークダンス」、「ハーモニカ」、「オカリナ」など、盛りだくさんで行っております。また、模擬店も開きまして、バザーも行っております。また、囲碁、将棋のコーチもしていただくということで、一日楽しく過ごしていただくという企画でございます。こちらのほうも、時間がありましたら、ぜひご参加していただければと思います。

田 村 ほかに事務局からありませんでしょうか。

委員長 委員のほうからありますでしょうか。

鈴木委員。

鈴 木 私自身が住んでいますもので、「林間都市」については、非常に興味
委 員 を持ってぜひ行きたいと思いました。私の住んでいるところは、この計画では、相撲場だったところと聞いております。子どものときに観覧席なのではないでしょうか、土手のようなものが残ってありました。

田中清隆さんをはじめ、大和町議会の議員だった方から、その子どもの世代が、我々の世代ですが、当時の夢を伺ったことがございます。散逸していたら非常に残念ですが、記録が残っているのではないかと期待

していますので、この機会にさらに収集できるものがあれば、収集して
いただいて、目録をつくるなど、整理ができれば非常に良いと思いま
す。

南林間については、歴史を記述した立派な記録を、自治会が編纂され
たのではないかと思います。中央林間については、そういったものは
ないように思いますので、記憶としては、どんどんなくなってしまうの
かと残念で、その意味でこの企画には期待をしています。

田 村 よろしくお願ひします。

委員長 ほかにないですか。

では、特にないようでしたら、11月定例会の日程をお知らせして、
その他を終了いたします。

11月定例会は11月11日火曜日、午前9時から予定してありま
す。

閉 会

田 村 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

委員長 これにて、教育委員会10月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時25分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成20年10月16日

署名委員

署名委員

書 記